

<施設利用の皆さまへ>

令和8年1月16日

平素は青少年研修センターをご利用いただきありがとうございます。この度、令和8年4月1日から施設使用料の改定を行うことになりました。

今回の料金改定は、維持管理費等の上昇に伴うものです。施設利用の皆さまにはご負担をお掛けしますが、ご理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、備品の金額に変更はありません。

青少年研修センター施設使用料及び宿泊料新旧対照表

令和8年4月1日使用分から料金改定を行います

○施設使用料

1F

改定後

(単位:円)

部屋名	収容人数	区分	午前	午後	夜間	終日		備考
			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30	9:00~17:00	9:00~21:30	
集会場	300人	A	4,070	4,070	4,400	7,590	11,330	映写可能
		B	8,140	8,140	8,800	15,180	22,660	
ホール (展示ホール)		A	2,530	2,530	2,750	4,730	7,040	
		B	5,060	5,060	5,500	9,460	14,080	
料理教室 (準備室含む)	38人	A	1,870	1,870	2,310	3,520	5,500	調理台6台
		B	3,740	3,740	4,620	7,040	11,000	

2F

音楽室兼視聴覚室	30人	A	1,430	1,430	1,650	2,640	4,070	映写可能
		B	2,860	2,860	3,300	5,280	8,140	
研修室I	43人	A	1,430	1,430	1,650	2,640	4,070	研修室I・IIをとおして同時に使用可能
		B	2,860	2,860	3,300	5,280	8,140	
研修室II	43人	A	研修室Iと同じ					
和室I	6人	A	770	770	990	1,430	2,310	
		B	1,540	1,540	1,980	2,860	4,620	
和室II～IV	18人	A	1,430	1,430	1,650	2,640	4,070	各15畳和室I～IVまでとおして同時に使用可能
		B	2,860	2,860	3,300	5,280	8,140	

注(1)区分Aは、営利を目的としない場合、Bは営利を目的とする場合である。

陶芸用窓使用料	4,620	1回
---------	-------	----

○冷暖房使用料

冷暖房を使用した時間帯に冷暖房費として徴収します。

1F

(単位:円)

部屋名	区分	午前	午後	夜間	備考
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30	
集会場	冷房	2,090	2,090	2,090	
	暖房	1,320	1,320	1,320	
ホール (展示ホール)	冷房	1,320	1,320	1,320	
	暖房	880	880	880	
料理教室 (準備室含む)	冷房	990	990	990	
	暖房	660	660	660	

2F

・音楽室兼視聴覚室 ・研修室I、II ・和室2,3,4	冷房	770	770	770	
	暖房	550	550	550	
和室1	冷房	440	440	440	
	暖房	330	330	330	

○宿泊料(宿泊30人)

(単位:円)

一泊一人(小中高大一般含む)	1,540
----------------	-------

《亀山市の住民以外の者又は市内の事業所以外の者が宿泊する場合は、5割増とする。》(2,310円)

○施設使用料

1F

改定前

(単位:円)

部屋名	収容人数	区分	午前	午後	夜間	終日		備考
			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30	9:00~17:00	9:00~21:30	
集会場	300人	A	3,850	3,850	4,170	7,150	9,350	映写可能
		B	6,600	6,600	7,700	12,100	16,500	
ホール (展示ホール)		A	2,410	2,410	2,630	4,400	6,050	
		B	4,830	4,830	5,270	8,800	12,100	
料理教室 (準備室含む)	38人	A	1,750	1,750	2,200	3,180	4,400	調理台6台
		B	3,510	3,510	4,400	6,370	8,800	

2F

音楽室兼視聴覚室	30人	A	1,310	1,310	1,530	2,300	3,300	映写可能
		B	2,630	2,630	3,070	4,610	6,600	
研修室I	43人	A	1,310	1,310	1,530	2,300	3,300	研修室I・IIをとおして同時に使用可能
		B	2,630	2,630	3,070	4,610	6,600	
研修室II	43人	A	研修室Iと同じ					
和室I	6人	A	650	650	870	1,200	1,750	
		B	1,310	1,310	1,750	2,410	3,510	
和室II～IV	18人	A	1,310	1,310	1,530	2,300	3,300	各15畳和室I～IVまでとおして同時に使用可能
		B	2,630	2,630	3,070	4,610	6,600	

注(1)区分Aは、営利を目的としない場合、Bは営利を目的とする場合である。

陶芸用窓使用料	4,400	1回
---------	-------	----

○冷暖房使用料

冷暖房を使用した時間帯の使用料に次の割合を冷暖房費として徴収します。

冷房	50%
暖房	30%

○宿泊料(宿泊50人)

(単位:円)

一泊一人(小中高大一般含む)	1,420
----------------	-------

《亀山市の住民以外の者又は市内の事業所以外の者が宿泊する場合は、5割増とする。》(2,130円)